

### 福岡市保育施設等利用調整基準表

利用申込に伴い、提出された就労証明書や診断書などの保育が必要となることとなる書類（申請締切日時点で提出された利用開始日時時点の状況のもの）の内容で、保護者1人ずつを「1. 基本点数表」に当てはめ、そのうち基本点数の低いものを利用を希望する子どもの基本点数とする。  
その後、基本点数に「2. 調整点数表」で該当する調整点数による加点を行い、利用調整（選考）の際の利用調整点数を決定し、利用調整点数の高い子どもから優先的に利用決定を行う。

#### 1. 基本点数表

大分類	中分類	小分類	基本点	
①就労	被雇用者	1か月の勤務が160時間以上の労働	150	
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	140	
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	130	
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	120	
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	110	
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	100	
	自営（中心者・経営者） ※農林漁業従事者を含む	1か月の勤務が160時間以上の労働	150	
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	140	
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	130	
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	120	
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	110	
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	100	
	自営（協力者） ※農林漁業従事者を含む	1か月の勤務が160時間以上の労働	120	
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	110	
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	100	
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	90	
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	80	
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	70	
	就労予定 ※自営業による就労予定も含む	1か月の勤務が160時間以上の労働	120	
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	110	
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	100	
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	90	
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	80	
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	70	
		内職（家計補助を目的として委託者（製造加工業者・販売業者）から原材料等の提供を受けて、自宅で物品の製造（組立）・加工等に従事する者）	1か月の勤務が160時間以上の労働	120
			1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	110
			1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	100
			1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	90
			1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	70
			1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	50
	②妊娠・出産	出産	出産月の前2か月から出産日の後8週間の期間にある	80
	③保護者の疾病、障がい	疾病	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥しているもの	160
			精神疾患のため、保育が常時困難な場合	130
			通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	130
			上記以外で、通院加療を行い、保育が困難な場合	90
		障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合	150
身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳Bの交付を受けている場合			140	
④介護・看護	入院・通院の看護	入院または通院している親族に月120時間以上付き添いの必要があるもの	130	
		入院または通院している親族に月60時間以上120時間未満の付き添いの必要があるもの	90	
	居宅看護・介護	月120時間以上の看護・介護のため、児童の保育が困難	130	
		月60時間以上120時間未満の看護・介護のため、児童の保育が困難	90	
⑤災害復旧	災害等の復旧にあたる	風水害、地震、火災等による家庭の災害の場合	200	
⑥求職活動	求職活動	求職活動	50	
⑦就学	学生	大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校等に在学中で月120時間以上居宅外で勉強しているもの	120	
		大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校等に在学中で月60時間以上120時間未満居宅外で勉強しているもの	70	
⑧虐待・DV	虐待・DV	虐待やDV、またはそのおそれがあるとして福祉事務所長が認めた場合	200	
⑨その他	その他	児童福祉の観点から、福祉事務所長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	200	

2. 調整点数表

項目	内容		調整点
①ひとり親家庭	ひとり親家庭（離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等）		75
②生活保護世帯	生活保護世帯		15
③生計の中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	生計の中心者の自己都合以外の失業等により、就労の必要性が高いと福祉事務所長が認める場合（自己都合以外の失業時期が利用申込み時点で1年未満に限る）		25
④社会的養護が必要な場合	福祉事務所長が緊急に保育の実施が必要と認めた場合で、加算が必要と認められる場合		75
⑤子どもが障がい有する場合	利用希望児童が障がい有する場合（障がいに係る手帳の交付を受けている場合に限る）		35
⑥産後・育児休業明け	産前産後休業・育児休業を取得しており、復帰する場合		15
⑦きょうだい児が同一の保育施設等の利用を希望する場合	利用希望の保育施設等をすでにきょうだい児が利用している場合		70
	きょうだい児同時申込みの場合	利用希望児童が多胎児である	50
⑧小規模保育事業などの卒園児童	利用希望児童が上記以外のきょうだい児である		35
	小規模保育事業等の地域型保育事業所の卒園児童が、引き続き連携施設を第1希望として利用を希望する場合（4月1日付利用調整に限る）※2		最優先※1
	連携施設が認可保育所又は認定こども園（保育機能部分）でない市内の小規模保育事業等の地域型保育事業所の卒園児童、市内の事業所内保育事業所の従業員枠の卒園児童が、引き続き保育施設等の利用を希望する場合（4月1日付利用調整に限る）		15
企業主導型保育事業の施設を利用している市内在住の児童が、保育施設等の利用を希望する場合（利用開始希望日時点で3歳児クラス以上の児童に限る）		15	
⑨その他市が定める事由	転園	保育施設等の閉鎖、事業中止等により他の保育施設等への利用を希望する場合	最優先※1
		自己都合以外の市内保育施設等への転園希望者	15
	世帯状況	保護者の一方が不在（単身赴任、海外勤務等）の世帯	15
	その他	認可外保育施設の認可移行、幼稚園の認定こども園への移行後の同施設を第1希望として継続利用を希望する場合（移行時の当初利用調整に限る）	最優先※1
		保育士、看護師等の子ども（保護者が保育施設等で保育士、看護師、准看護師として就労している、または就労予定の場合に限る）	75
すべての保護者の就労時間の終了が22時を超える児童で、利用希望施設が1の場合は第1希望が、利用希望施設が2以上の場合は第1及び第2希望とともに夜間保育を実施している施設（第2どころこ保育園又は中央保育園（夜間部））である場合、夜間保育を実施している施設についてののみ。		30	

※1 調整点の「最優先」に該当する児童については、他に優先して保育施設等への利用調整を行うものとする。なお、利用希望の保育施設等（継続利用施設）の受入れ可能人数がない場合など、必ずしも入所を確約するものではない。

※2 1次利用調整時に連携施設を第1希望として申込みをしなかった場合は、2次利用調整以降について「最優先」を適用しない。ただし、1次利用調整の申込締切日以降に地域型保育事業所へ入所したため、連携施設への1次利用調整の申込みができなかった場合は、申込が可能となった直近の利用調整に限り「最優先」を適用する。

3. 同一ポイントで並んだ場合の優先順位

優先順位	項目
1	施設の希望順位の高い世帯
2	基本点数で付与した保育の必要性の事由が次に定める順位を優先（①～⑪の順） ①災害復旧 ②その他 ③虐待・DV ④保護者の疾病、障がい ⑤就労（就労予定を除く） ⑥介護・看護 ⑦内職 ⑧就労（就労予定） ⑨就学 ⑩妊娠、出産 ⑪求職活動 ⑫育休休業の延長が許容できる
3	養育している未就学児の子ども的人数が多い世帯
4	世帯の経済的状況等（世帯の合計所得金額等により判断）

育休休業の延長を許容できる方の利用調整について

「利用申込み状況確認票」2育休休業からの復職の意思確認②「利用調整の結果、希望する保育施設等に空きがなく保留となった場合に育休休業の延長が可能。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げることを承諾します。」を選択した場合、選択した保護者の「1.基本点数表」における基本点数を0点とする。  
「2.調整点数表」における加点については、家庭状況にかかわらず付与しない。

選考基準について

- 基本点数表により保護者1人ずつに点数を付け、そのうち点数の低いものをその子どもの基本点数とする。
- 同一保護者で、就労状況等の分類の該当項目が2つ以上になった場合には、基本点数の高い方を適用する。
- 調整点数表の項目に複数該当する場合は、それぞれの点数を加算する。ただし、「⑦きょうだい児が同一の保育施設等の利用を希望する場合」の70点・35点（または50点）の調整点がどちらも適用対象となる場合は、合算ではなく、70点の加点を適用する。
- 世帯の状況が、この分類表の点数により難しい場合は、福祉事務所長の判断により当該世帯にとって適当と考えられる点数に変更することができる。
- この利用調整基準表での「保育施設等」とは、認可保育所、認定こども園（保育機能部分）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業（福岡市に認可された施設に限る。）のことである。